

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄問題等懇談会

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): 沖縄問題等懇談会, 議事録, 中間報告 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43773">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43773</a>

第二回 (昭・3・22)

北米局長

参事官

北米課長

高橋大使

沖縄問題等懇談会小委員会、開催に...

4.3.19  
米北

特選局總務課(支部事務官)外、標記委員会  
会合。下記のとおり開催を以て旨とし、大臣、次官

の出席を仰ぐ必要はなし、北米局長、北米課  
長の出席を得る事も、局長は国会の関係もあり

準備の都合あり

出席は困難と思われ、出席者の名を至急通報を  
以て旨依頼あり

日時 3月22日(金) 11:00~13:00

場所 總理官邸(大食堂)(大窓向)

議題 1. 大東佐武郎氏、沖縄経済の展望

2. 小委員会、沖縄視察

3. 報告事項

(1) 佐藤、ワシントン会談後、沖縄施策

(2) 43年度沖縄援助費

(3) 諮問委員会、発足

(4) 沖縄調査団の派遣計画に...

GA-6

{724}

(以上)

左記指↓  
局長、北米局長

↓  
委員会  
次官  
外務省

沖繩問題等懇談会

一体化小委員会(第2回)会議次第

1. 専門委員紹介
2. 高瀬日米琉諮問委員会日本政府代表挨拶
3. 沖繩経済長期計画等について(大来専門委員)
4. 沖繩問題等懇談会調査団派遣計画(別紙)
5. 佐藤・ジョンソン会談後の政府施策について  
(特達局長)

配布資料(別紙)

総 理 府

別紙

沖懇第1次調査団派遣計画

第1次 昭43.3.28～31日(3泊4日)

派遣委員 大浜委員 林委員  
久住委員 小谷秀二郎氏

目 的 一体化に関する現地側との懇談及び  
基地問題に関する実情視察

(参考)

第2次 昭43.4.10日前後に3泊4日の予定

派遣人員 4人程度

目 的 産業経済問題の実情視察

総 理 府

別紙

沖縄問題等懇談会（小委員会）提出資料

（総理府特別地域連絡局 43. 3. 22）

1. 諮問委員会代表設置法案関係資料
2. 総理府設置法の一部改正法案関係資料
3. 本土と沖縄との一体化施策（案）
4. 昭和43年度対沖縄援助計画
5. 沖縄経済調査要旨（大来佐武郎氏）

総 理 府

第五十八回通常国会

沖繩島那覇に駐在する諮問委員会の委員と  
なる日本国政府代表の設置に関する暫定措  
置法案関係資料

総  
理  
府

目次

一 沖繩島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する 暫定措置法案要綱	1
二 沖繩島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する 暫定措置法案	3
三 沖繩島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する 暫定措置法案の提案理由説明	7
四 沖繩島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する 暫定措置法案関連法規抜萃	10
五 一九六七年一月一四日及び一五日のワシントンにおける会談後の佐藤栄作総 理大臣とリンドン・B・ジョンソン大統領との間の共同コミュニケ抜萃	15
六 琉球諸島高等弁務官に対する諮問委員会の組織及び任務に関する交換公文	17
七 諮問委員会の委員となる各国政府代表の氏名及び略歴	21
八 諮問委員会の委員となる日本国政府代表の補助要員予定	24

一 沖繩島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案要綱

1. 沖繩の復帰に備え、本土との一体化を進めるとともに沖繩の住民の福祉等を増進するため、社会的経済的諸問題及びこれに関連する事項に關し、琉球諸島高等弁務官に對して助言し、及び勸告することを目的として沖繩島那覇に設置される諮問委員会の委員となる日本国政府代表（以下「政府代表」という。）一人を総理府に置くこと。
2. 政府代表は、特別職の国家公務員とする。この場合において、国家公務員法第九十六條第一項（服務の根本基準）、第九十八條第一項（法令及び上司の命に従う義務）、第九十九條（信用失墜行為の禁止）並びに第百條第一項及び第二項（秘密を守る義務）の規定は、政府代表に準用すること。
3. 政府代表は、諮問委員会が第一條に規定するその設置の目的を達成するため処理すべき事項に關し、日本国政府を代表して諮問委員会の委員として職務を行なうことを任務とする。
4. 政府代表に對する指揮監督は、内閣総理大臣及び外務大臣が行なうこと。



5. 政府代表の任免は、内閣が行なうこと。
6. 政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給すること。この場合において、政府代表の俸給月額は二十六万円とし、期末手当は一般職の職員の例によることとし、在勤手当の額は、沖縄島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して政令で定めるものとする。なお、政府代表に対するこれ等給与の支給については、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第二条第二項（特別職の職員の給与に関する法律の規定準拠）、第三条（給与の支払）、第四条（給与の支給方法）、第十条第一項、第四項及び第五項（在勤俸の支給期間）並びに第二十一条第二項（給与の端数計算）の規定を準用するほか、政府代表の公務上の災害に対する補償等については、特別職の職員の給与に関する法律第一条第一号から第十六号（総理大臣等）までに掲げる職員の例によること。
7. この法律の施行期日は、昭和四十三年四月一日とすること。

## 二 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案

### （目的）

第一条 この法律は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球政府をそれぞれ代表する者をもつて構成され、かつ、沖縄（硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下同じ。）の復帰に備え、本土との一体化を進めるとともに、沖縄の住民の福祉等を増進するため、沖縄の社会的経済的諸問題及びこれに関連する事項に関し、琉球諸島高等弁務官に対して、助言し、及び勧告することを目的として沖縄島那覇に設置される諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）の委員となる日本国政府代表の設置及びその任務、給与等を定めることを目的とする。

### （設置）

第二条 総理府に、諮問委員会の委員となる日本国政府代表（以下「政府代表」という。）一人を置く。

2 政府代表は、沖縄島那覇に駐在するものとする。

3 政府代表は、特別職の国家公務員とする。この場合において、政府代表については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定を準用する。

4 政府代表は、行政機関の職員の内閣に關する法律（昭和四十三年法律第 号）第一條第一項の職員に含まないものとする。

第三條 政府代表は、諮問委員会が第一條に規定するその設置の目的を達成するため処理すべき事項に關し、日本政府を代表し、諮問委員会の委員として職務を行なうことを任務とする。

（指揮監督）

第四條 政府代表に対する指揮監督は、内閣総理大臣及び外務大臣が行なう。

（任免）

第五條 政府代表の任免は、内閣が行なう。

（給与及び災害補償）

第六條 政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

2 政府代表の俸給月額は、二十六万円とする。

3 第一項の在勤手当の額は、政府代表が、その体面を維持し、かつ、その職務と責任に  
應じて能率を十分に発揮することができるように沖縄島那覇における物価、為替相場及  
び生活水準を勘案して、政令で定める。

4 在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律（昭和二十七年法律第九十三号）  
第二条第二項及び第三条の規定は第一項の俸給及び期末手当の支給について、同法第四  
条第一項の規定は第一項の俸給及び在勤手当の支給について、同条第二項及び第三項並  
びに同法第十条第一項、第四項及び第五項の規定は第一項の在勤手当の支給について、  
同法第二十一条第二項の規定は第一項の俸給、期末手当及び在勤手当の支給について準  
用する。この場合において、同法第十条第一項中「在勤地（国家公務員等の旅費に關す  
る法律（昭和二十五年法律第十四号）に定める在勤地をいう。以下同じ。）」とあり、  
及び「旧在勤地」とあるのは「沖縄島那覇」と、「在勤地を出発する日」とあるのは  
「沖縄島那覇を出発する日」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰國  
を許された在外職員で」とあるのは「政府代表が本邦へ出張を命ぜられた場合において」  
と、「在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日まで」とあるのは「沖縄島那覇を出

発した日から同地に帰着する日まで」と、「六十日をこえるものには」とあるのは「六十日をこえるときは」と読み替えるものとする。

5 政府代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた政府代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附 則

この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

三 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案の提案理由説明

ただいま議題となりました沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案につきまして、その提案理由及び概要を御説明いたします。この法律案は、沖縄の復帰に備え、本土との一体化を進めるとともに、沖縄の住民の福祉等を増進するため、琉球諸島高等弁務官に対して助言し、及び勧告することを目的として、このたび那覇に設けられることとなりました諮問委員会の委員となる日本国政府代表を総理府に置くこととし、その任務、給与等について所望の事項を定めようとするものであります。

以下、この法律案の概要につきまして申し述べます。

既に御承知のように、昨年十一月に行なわれた佐藤内閣総理大臣とジョンソン米大統領との会談において、日米両国政府が、沖縄の施政権を日本に返還するとの方針の下に、沖縄の地位について共同かつ継続的な検討を行なうことに合意をみ、さらに、沖縄の施政権がわが国に返還されるときに起る摩擦を最小限にし、沖縄の住民とその制度の日本本土

との一体化を進め、沖縄住民の経済的社会的福祉を増進するための措置を講ずることとし、このために、琉球諸島高等弁務官に対する諮問委員会を那覇に設置することについて意見の一致をみたのであります。この諮問委員会の組織及び任務につきまして、過般アメリカ側と公文による合意をいたしましたのでありますが、この諮問委員会は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球政府をそれぞれ代表する三名の委員で構成され、沖縄の社会経済構造の本土との一体化を進めるとともに、沖縄住民の福祉を増進するため、高等弁務官の権限内にある経済的及び社会的事項並びに関連事項について高等弁務官に対し、助言し、及び勧告する任務を有する常設の機関として設置されることとなつたのであります。このほか、諮問委員会は、沖縄の経済的及び社会的発展の状況を検討し、高等弁務官に対し、沖縄の長期経済計画に関する勧告を行ない、また、高等弁務官は、諮問委員会の作業状況を日米協議委員会に通報することとなつております。

政府といたしましては、この諮問委員会の積極的な活動によつて沖縄と本土との一体化がより一層促進されることを期待するものであります。諮問委員会の委員となる日本国政府代表が十分な活動と円滑な職務執行ができるようこの法律を制定し、その任務、任免、服務規律等を明確にすることとしたのであります。政府代表の職は、当諮問委員会の性格及び

任務等を考慮いたしまして、総理府に置くこととするともに、政府代表の任務が国際的機関たる諮問委員会において涉外的業務を併せ行なうこととなるため、内閣総理大臣と外務大臣との共管によつて関連業務を処理することといたしております。また、その任免は内閣が行ない、服務規律につきましては国家公務員法の規定の一部を準用し、給与等につきましては外務公務員の大使の例に準じて取り扱うことといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえすみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

四 沖繩島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案関連法規沿革

(一) 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)抄

(服務の根本基準)

第九十六条 すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

2 省略

(法令及び上司の命令に従う義務並びに争議行為等の禁止)

第九十八条 職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

2 以下省略

(信用失墜行為の禁止)

第九十九条 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第一百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後といえども同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、所轄庁の長(退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長)の許可を要する。

3 以下省略

□ 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十三年法律第 号)抄

(定員の総数の最高限度)

第一条 内閣の機関(内閣官房、内閣法制局及び国防会議事務局をいう。以下同じ。)並びに総理府及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、五十万六千五百七十一人とする。

2 省略

□ 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)抄

(在外職員の給与)

第二条 第一項省略

2 大使及び公使の俸給及び期末手当は、この法律中に特別の規定がある場合を除く外、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定に基づいて支給する。

3 省略

(給与の支払)

第三条 在外職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の支払は、当該在外職員が指定する者にすることができる。

(給与の支給方法)

第四条 在外職員の給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、特別職の職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律第九条及び第十九条の六の規定にかかわらず、毎月一回その給与の月額（年額で定めるものにあつては、十二分した額）をその月の下旬に支給する。

2 在勤俸及び加俸の計算期間は、月の一日から月の末日までとする。

3 在勤俸及び加俸を支給する場合であつて、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によつて計算する。

(在勤俸の支給期間)

第十条 在勤俸は、在外職員が在勤地（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める在勤地をいう。以下同じ。）に到着した日の翌日から帰国（出張のための帰国を除く。）を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで（以下「在勤俸の支給期間」という。）を支給する。

2 省略

3 省略

4 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤俸を支給する。

5 在勤俸の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が六十日をこえるものには、第一項の規定にかかわらず、六十日をこえる期間についての在勤俸は、支給

しない。

(給与の端数計算)

第二十一条 第一項省略

2 本邦通貨をもつて定められた在外職員の給与を外国通貨で送金するため当該外国通貨に換算する場合において、当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

五 一九六七年一月一日及び二五日のワシントンにおける会談後の佐藤栄作総理大臣とリンドン・B・ジョンソン大統領との間の共同コミュニケ抜萃

七、総理大臣と大統領は、沖縄及び小笠原諸島について隔意なき討議をとげた。総理大臣は、沖縄の施政権の日本への返還に対する日本政府及び日本国民の強い要望を強調し、日米両国政府及び両国民の相互理解と信頼の上に立つて妥当な解決を早急に求めるべきであると信ずる旨を述べた。総理大臣は、さらに、両国政府がここ両三年内に双方の満足しうる返還の時期につき合意すべきであることを強調した。大統領は、これら諸島の本土復帰に対する日本国民の要望は、十分理解しているところであると述べた。同時に、総理大臣と大統領は、これら諸島にある米国の軍事施設が極東における日本その他の自由諸国の安全を保障するため重要な役割りを果たしていることを認め

た。討議の結果、総理大臣と大統領は、日米両国政府が、沖縄の施政権を日本に返還するとの方針の下に、かつ、以上の討議を考慮しつつ、沖縄の地位について共同かつ継続的な検討を行なうことに合意した。

総理大臣と大統領は、さらに、施政権が日本に回復されることとなるときに起るであろう摩擦を最小限にするため、沖縄の住民とその制度の日本本土との一体化を進め、沖縄住民の経済的及び社会的福祉を増進する措置がとられるべきであることに意見が一致した。両者は、この目的のために、那覇に琉球列島高等弁務官に対する諮問委員会を設置することに合意した。日米両国政府及び琉球政府は、この委員会に対し各一名の代表者と適当な要員を提供する。この委員会においては、沖縄と日本本土との間に残存している経済的及び社会的障壁を除去する方向への実質的な進展をもたらすような勧告を案出することが期待される。東京の日米協議委員会は、諮問委員会の進捗について高等弁務官から通報を受けるものとする。さらに、日本政府南方連絡事務所が高等弁務官及び米国民政府と共通の関心事項について協議しうるようにするため、その機能が必要な範囲で拡大されるべきことにつき意見の一致をみた。

(以下省略)

六 琉球諸島高等弁務官に対する諮問委員会の組織及び任務に関する交換公文(昭和四三年一月一九日)

(米 国 側 書 簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、一九六七年十一月四日および一五日にワシントンで行なわれた琉球諸島に関する討議において、佐藤総理大臣とジョンソン大統領との間で到達した琉球諸島高等弁務官に対する諮問委員会の那覇における設置に関する合意に言及する光栄を有します。本使は、新しい委員会の組織および任務に関して両国政府間で到達した次の了解をアメリカ合衆国政府に代わって確認いたします。

(一) 琉球諸島高等弁務官に対する諮問委員会を那覇に設置することとする。委員会は、三名の委員で構成する。日本政府、アメリカ合衆国政府および琉球政府は、それぞれ委員会における一名の代表者を任命する。委員会は、常設かつ専任の態勢で運営されるものとし、適当な補助要員によつて補佐されるものとする。

(二) 諮問委員会の目的は、琉球諸島の施政権が日本国に返還される時に同諸島の経済社



会構造が日本本土におけるものと円滑に統合されるように準備を行なうため、ならびに琉球諸島の住民の経済的な安定、保健、教育および福祉を増進するため、高等弁務官の権限内にある経済的および社会的事項ならびに関連事項について、高等弁務官に對し、助言しおよび委員間で合意された勧告を行なうこととする。

このような勧告を策定するにあたり、委員会は、特に、日本本土と琉球諸島との間の経済的および社会的格差が減少しおよび除去され、また、同諸島における経済社会生活の行政的、組織的および構造的な面が一層日本本土と一体化されるような方法を探究することに努力するものとする。

委員会は、また、特別の研究および調査ならびに適当な個人および機関との協議により、琉球諸島の経済的および社会的発展の状況を継続的に検討し、かつ、高等弁務官に對して長期経済計画に関する勧告を行なうものとする。

③ 委員会は、その任務の遂行のために必要とされる情報および援助の提供をうけるため関係三政府の役務および便宜の提供を求めることができ、また、必要な場合には、委員会に代わつて調査を行なう契約を民間の機関と結ぶことができる。

④ 各政府は、それぞれの委員に適当な補助要員を提供し、また、それぞれの委員およ

び要員の給与および直接必要な経費を支出するものとする。その他のすべての経費は、委員会が作成し、かつ、関係三政府が承認する予算に含められ、三政府がその予算上資金が割当てられることを条件として、三政府間で合意する割合に従つて分担するものとする。

⑤ 東京にある日米協議委員会は、琉球諸島高等弁務官から諮問委員会の作業の状況について通報を受けるものとする。

本使は、貴大臣が前記の了解が貴国政府の了解でもあることならびにこの書簡および前記の了解に同意する閣下の返簡が両国政府間の合意を構成するものであることを日本国政府に代わつて確認されれば幸いでありませう。

これに關連し、本使は、琉球政府も前記の取決め案に同意している旨を通報します。本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に回かつて敬意を表します。

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、日本語による訳文がつぎのとおりである本日付けの閣下のつぎの書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

〔米 国 側 書 簡〕

本大臣は、前記の了解を日本国政府に代わつて確認するとともに、閣下の書簡およびこの返簡が両国政府間の合意を構成するものであることを確認する光栄を有します。本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

七 諮問委員会の委員となる各国政府代表の氏名及び略歴

(一) 日本国政府代表

高 瀬 侍 郎

(略歴) 明治三十九年生れ。昭和八年東北帝大法学部卒業後外務省に入り、米  
国、ベルギー、スペイン、中国で海外勤務をし、本省では主として通  
商局、政務局に勤務した。昭和二十一年退官。その後、民間、東京都  
に勤務し、この間に日米地位協定調停委員会代表に就任。

昭和三十二年に外務省にもどり欧米局外務調査官、在タイ大使館参事  
官、官房審議官を歴任し、昭和三十五年法務省入国管理局長、日韓全  
面会談代表となる。

昭和三十七年在セイロン大使、昭和四十一年在ビルマ大使の任に就き、  
本年二月十六日に日本国政府代表に任命された。(六十一才)

□ アメリカ合衆国政府代表

ローレンス・C・ヴァース (Lawrence C. Vass)

(略歴) 一九〇九年生れ。一九三三年ラッガーズ大学で修士号を受けた後、一九三五年に公務員となり、証券取引委員会、物価管理局に勤務。一九四四年には国際連合救済復興機関 (UNRRA) の職員となり、その後民間航空局 (CAB) の駐欧代表、航空調整委員会の連絡担当代表を歴任。一九四九年国務省に入りワシントン並びにオーストラリア、ケニア等で勤務し、一九六四年より駐日米国外務省の経済、通商担当公使の任に在り、本年二月十六日に合衆国政府代表に任命された。(五十九才)

□ 琉球政府代表

瀬長 浩

(略歴) 大正十一年生れ。昭和二十年東北帝大理学部卒業。昭和二十一年沖縄民政府(琉球政府の前身機関)に入り、昭和二十七年琉球政府の発足に伴い商工局長に就任。その後同政府の経済企画室長、経済局長を

歴任した後、昭和三十三年琉球製糖株式会社取締役に就任。

昭和三十四年には琉球開発金融公社総裁となり、昭和三十五年琉球政府行政副主席に就任。昭和三十九年に退任し、その後、中部製糖株式会社取締役となり現在に至っているが、この間に、沖縄の祖国復帰研究会の経済委員長、琉球商工会議所副会頭も兼ねていた。本年二月十六日に琉球政府代表に任命された。(四十五才)

八 諮問委員会の委員となる日本国政府代表の補助要員予定

参事官 内政一般担当 (本省課長クラス)  
参事官 経済担当 (本省課長クラス)

調査官 外務他担当 (本省課長補佐クラス)  
調査官 文部他担当 (本省課長補佐クラス)  
調査官 厚生他担当 (本省課長補佐クラス)

庶務要員

三名

第五十八回国会（常会）

総理府設置法の一部を改正する法律案関係資料

総  
理  
府

目次

一	総理府設置法の一部を改正する法律案要綱	1
二	総理府設置法の一部を改正する法律案	2
三	総理府設置法の一部を改正する法律案の提案理由説明	7
四	総理府設置法等新旧対照表	11
五	日本政府南方連絡事務所の機能拡大に関する外務省口上書	22

一 総理府設置法の一部を改正する法律案要綱

1. 総理府の附属機関中日本政府南方連絡事務所の所掌事務の一部を改め、沖縄におけるアメリカ合衆国の政府機関と協議することができるようにし、また、これに伴い同事務所の名称を日本政府沖縄事務所と改めること。
2. 総理府の附属機関中同和对策協議会の設置期限を昭和四十五年三月三十一日まで二年間延長すること。
3. この法律の施行期日は、公布の日とする。

二 総理府設置法の一部を改正する法律(案)

総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十条中「第十五条に規定するものの外」を「第十四条の三及び第十五条に規定するもののほか」に、「左の」を「次の」に、「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所」に改める。

第十三条の前の見出しを「(日本政府沖縄事務所)」に改め、同条第一項中「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所」に、「南方連絡事務所」を「沖縄事務所」を「沖縄事務所」に、「南方地域において左の事務を行う」を「次の事務を行なう」に改め、同項第一号中「管轄区域」の下に「(硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。))をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「連絡を行ふこと」を「連絡及び協議を行なうこと」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「行ふこと」を「行なうこと」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 沖縄事務所は、沖縄島那覇に置く。

第十三条第三項を削り、同条第四項中「南方連絡事務所」を「沖縄事務所」に改め、同

項を同条第三項とし、同条第五項中「南方連絡事務所」を「沖縄事務所」に改め、同項を同条第四項とする。  
第十四条第一項中「南方連絡事務所」を「沖縄事務所」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「第五号」を「第四号」に、「同条第一項第二号」を「同項第二号」に改め、「この場合において」の下に「、当該指揮監督をするときは」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、前条第一項第一号に掲げる事務のうちアメリカ合衆国の政府機関との協議に関する事務及び同項第五号に掲げる事務については、外務大臣が、所長を指揮監督する。この場合において、当該指揮監督をするときは、外務大臣は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

第十四条の二第一項中「南方連絡事務所」を「沖縄事務所」に、「の外」を「のほか」に改め、同条第二項中「南方連絡事務所」を「沖縄事務所又はその出張所」に改め、同条第三項中「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所又はその出張所」に改める。  
附則第四項中「、恩給審議会及び向和対策協議会は、昭和四十三年三月三十一日まで」を「及び恩給審議会は昭和四十三年三月三十一日まで、向和対策協議会は昭和四十五年三



月三十一日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。  
(旅券法の特例に関する法律の一部改正)
- 2 旅券法の特例に関する法律(昭和四十二年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「その申請者が南方連絡事務所」を「その申請者が沖縄事務所」に、「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所」に、「南方連絡事務所長」を「沖縄事務所長」に改め、同条第三項中「南方連絡事務所長」を「沖縄事務所長」に改める。

第三条第二項及び第六条中「南方連絡事務所長」を「沖縄事務所長」に改める。

(旅券法の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この法律の施行前に前項の規定による改正前の旅券法の特例に関する法律及びこれに基づく命令の規定に基づいて南方連絡事務所長がした処分又は手続は、同項の規定による改

正後の同法及びこれに基づく命令の相当規定に基づいて、沖縄事務所長がした処分又は手続とみなす。

- 4 この法律の施行の際現に附則第二項の規定による改正前の旅券法の特例に関する法律及びこれに基づく命令の規定に基づいて南方連絡事務所長に対してされている手続は、同項の規定による改正後の同法及びこれに基づく命令の相当規定に基づいて、沖縄事務所長に対してされた手続とみなす。

理 由

沖繩におけるアメリカ合衆国の政府機関との協議に関する事務を日本政府南方連絡事務所  
の所掌事務に追加し、これに伴い、同事務所の名称を改めるとともに、同和対策協議会の設  
置期限を昭和四十五年三月三十一日まで二年間延長する等の必要がある。これが、この法律  
案を提出する理由である。

三 総理府設置法の一部を改正する法律案の提案理由説明

ただいま議題となりました総理府設置法の一部を改正する法律案について、その提案理  
由及び概要を御説明申し上げます。

改正点の第一は、沖繩におけるアメリカ合衆国の政府機関との協議に関する事務を、総  
理府の附属機関である日本政府南方連絡事務所の所掌事務に追加し、これに伴い、同事務  
所の名称を日本政府沖繩事務所と改めるものであります。

これは、昨年十一月ウシントンで行なわれた日米首脳会談におきまして、沖繩の本土復  
帰に備え、本土と沖繩との社会経済体制の一体化の促進及び住民福祉の増進のため、高等  
弁務官に対し、勧告し助言することを任務とする諮問委員会を那覇に設置することとなつ  
たのであります。これと同時に、那覇の日本政府南方連絡事務所の機能を拡大し、高等  
弁務官及び米国民政府と共通の関心事項について協議することができるよう合意されたの  
であります。

このような措置をとることとなつた趣旨は、沖繩とその住民に関する諸問題の解決につ  
き日米両国政府の協力体制をよりいっそう緊密化し、沖繩現地において解決することが適

当な事項について、より迅速かつ円滑に処理することができるようになることにあります。

このため、従来米国民政府との連絡に關する事務が主たるものでありました南方連絡事務所の所掌事務に、米国民政府機關との協議に關する事務を新たに加えることとし、この事務が外交事務に属するので、その執行については外務大臣が指揮監督を行なうことといたしました。同時に、同事務所の名称を新しい所掌事務に相応するよう日本政府沖繩事務所と改称すること等所要の改正をいたしましたのであります。

第二は、総理府の附屬機關のうち同和对策協議会の設置期限を昭和四十五年三月三十一日まで二年間延長するものであります。

同和对策協議会は、同和对策として推進すべき施策で關係行政機關相互の緊密な連絡を要するものに關する基本的事項を調査審議することを目的として、さる昭和四十一年三月三十一日に総理府の附屬機關として設けられたものであります。その設置期限は、昭和四十三年三月三十一日までとされているところであります。

同協議会は、昭和四十年八月に行なわれた同和对策審議会の答申の趣旨に沿って設けられ、同和对策に關する長期計画の策定とその円滑な実施を図るために、今日まで總會、部

会等を合わせ約四十回にわたり開催するとともに、昨年、政府の行なつた全国の同和地区を対象とする実態調査に協力する等終始熱心かつ慎重な審議を行なつてきたものであります。

とくに、昨年二月には、中間的な意見書といたしまして「同和对策長期計画の策定方針に關する意見」が提出され、長期計画についての基本的方針を明らかにするとともに、現在は、同和对策の推進に關する法律制定の問題等關係行政機關相互の連絡を要するものに關する基本的事項の調査審議に当たつて参つたところであります。

同協議会は、本年度中にこれらの調査審議の結果をまとめるべく鋭意努力しているのであります。これが結論を得るためには、しばらくの期間を要すること等の実情にかんがみ、さらには、同協議会の要望をも考慮いたしました。調査審議の期間として、なお、二箇年の期間を充てることが適當であると認めるものであります。

このような事情により、同和对策協議会の設置期限をさらに二年間延長し、昭和四十五年三月三十一日までと改めることが必要であると考える次第であります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由及び概要であります。

なにとぞ慎重御審議のうえ、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

四 総理府設置法等新旧対照表

改正案	現行法
<p>◎総理府設置法 (附属機関)</p> <p>第十条 第十四条の三及び第十五条に規定するもののほか、本府に、次の附属機関を置く。</p> <p>統計職員養成所 日本政府沖繩事務所</p> <p>(日本政府沖繩事務所)</p> <p>第十三条 日本政府沖繩事務所(以下「沖繩事務所」という。)は、次の事務を行なう機関とする。</p>	<p>◎総理府設置法 (附属機関)</p> <p>第十条 第十五条に規定するものの外、本府に、左の附属機関を置く。</p> <p>統計職員養成所 日本政府南方連絡事務所</p> <p>(日本政府南方連絡事務所)</p> <p>第十三条 日本政府南方連絡事務所(以下「南方連絡事務所」という。)は、南方地域において左の事務を行なう機関とする。</p>

一 管轄区域（硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大島諸島を含む。）をいう。以下この項において同じ。）におけるアメリカ合衆国の政府機関との連絡及び協議を行なうこと。

- 二 第九条第一号から第四号までに掲げる事務で管轄区域に係るものを行なうこと。
- 三 本邦と管轄区域との間の貿易に関する事務を行なうこと。
- 四 本邦と管轄区域との間の文化の交流に関する事務を行なうこと。
- 五 旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第三十七号）の規定の適用を受ける旅券に関する申請書の受理その他

一 管轄区域におけるアメリカ合衆国の政府機関との連絡を行なうこと。

- 二 第九条第一号から第四号までに掲げる事務で管轄区域に係るものを行なうこと。
- 三 本邦と管轄区域との間の貿易に関する事務を行なうこと。
- 四 本邦と管轄区域との間の文化の交流に関する事務を行なうこと。
- 五 旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第三十七号）の規定の適用を受ける旅券に関する申請書の受理その他

の事務を行なうこと。

2 南方連絡事務所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
那覇日本政 府南方連絡 事務所	那覇 沖繩島	硫黄島、伊平屋島 及び北緯二十七度以 南の南西諸島（大東 諸島を含む。）

3 特別の必要がある場合においては、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、前項に規定するものの外、南方連絡事務所を増置することができる。

4 南方連絡事務所の所掌事務を分掌させる

2 沖繩事務所は、沖繩島那覇に置く。

（削る。）

（削る。）

3 沖繩事務所の所掌事務を分掌させるため、

沖繩事務所、出張所を置くことができる。

4 沖繩事務所の内部組織並びに出張所の名称位置及び管轄区域は、総理府令で定める。

第十四条 沖繩事務所、所長を置く。

2 所長は、内閣総理大臣の命を受け、所務を掌理する。

3 前項の規定にかかわらず、前条第一項第一号に掲げる事務のうちアメリカ合衆国の政府機関との協議に関する事務及び同項第五号に掲げる事務については、外務大臣が所長を指揮監督する。この場合において、当該指揮監督をするときは、外務大臣は、

ため、南方連絡事務所、出張所を置くことができる。

5 南方連絡事務所の内部組織並びに出張所の名称、位置及び管轄区域は、総理府令で定める。

第十四条 南方連絡事務所、所長を置く。

2 所長は、内閣総理大臣の命を受け、所務を掌理する。

その旨を内閣総理大臣に通知しなければならぬ。

4 第二項の規定にかかわらず、前条第一項第二号から第四号までに掲げる事務（同項第二号に掲げる事務については、第九条第一号に掲げる事務を除く。）については、その事務を管理する主任の大臣は、所長を指揮監督することができる。この場合において、当該指揮監督をするときは主任の大臣は、内閣総理大臣に協議しなければならぬ。

第十四条の二 沖繩事務所に置かれる職員

（以下この条において「職員」という。）  
には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉

3 前項の規定にかかわらず、前条第一項第二号から第五号までに掲げる事務（同条第一項第二号に掲げる事務を除く。）については、

第一号に掲げる事務を管理する主任の大臣は、その事務を管理する主任の大臣は、所長を指揮監督することができる。この場合において、主任の大臣は、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第十四条の二 南方連絡事務所に置かれる職員

（以下この条において「職員」という。）  
には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉

手当のほか、在勤手当を支給する。

2 職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるよう、沖繩事務所又はその出張所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3 在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第三項、第三条、第四条、第十条（第三項を除く。）及び第二十一条第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これ

手当の外、在勤手当を支給する。

2 職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるよう、南方連絡事務所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3 在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第三項、第三条、第四条、第十条（第三項を除く。）及び第二十一条第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これ

らの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と、「在勤俸及び加俸」とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と、第四条第一項中「特別職の職員の給与に關する法律第八条並びに一般職の職員の給与に關する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に關する法律」と、第十条第二項中「外国」とあるのは「日本政府沖繩事務所又はその出張所の所在地」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

らの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と、「在勤俸及び加俸」とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と、第四条第一項中「特別職の職員の給与に關する法律第八条並びに一般職の職員の給与に關する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に關する法律」と、第十条第二項中「外国」とあるのは「日本政府南方連絡事務所の所在地」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

附則第四項 第十五条第一項の表に掲げる附  
属機関のうち、家庭生活問題審議会及び恩  
給審議会は、昭和四十三年三月三十一日ま  
で、同和对策協議会は、昭和四十五年三月  
三十一日まで置かれるものとする。

附則第四項 第十五条第一項の表に掲げる附  
属機関のうち、家庭生活問題審議会、恩給  
審議会及び同和对策協議会は、昭和四十  
三年三月三十一日まで置かれるものとする。

◎旅券法の特例に関する法律

(旅券の免給の申請等)

第二条第一項 沖縄においてする旅券法第三  
条第一項、第八条第一項、第九条第一項又  
は第十条第一項の申請は、その申請者が沖  
縄事務所(総埋府設置法(昭和二十四年法律第  
百二十七号)第十三条に定める日本政府沖縄事務所  
をいう。以下同じ。)に出頭の上、沖縄事務  
所長を経由して外務大臣にするものとする。  
ただし、沖縄事務所長がやむを得ない理由  
により申請者の出頭が困難であると認める  
場合には、申請者は、外務省令で定めると  
ころにより、その指定した者を通じて当該

◎旅券法の特例に関する法律

(旅券の免給の申請等)

第二条第一項 沖縄においてする旅券法第三  
条第一項、第八条第一項、第九条第一項又  
は第十条第一項の申請は、その申請者が南  
方連絡事務所(総埋府設置法(昭和二十四  
年法律百二十七号)第十三条に定める日  
本政府南方連絡事務所をいう。以下同じ。)  
に出頭の上、南方連絡事務所長を経由して  
外務大臣にするものとする。ただし、南方  
連絡事務所長がやむを得ない理由により申  
請者の出頭が困難であると認める場合には、  
申請者は、外務省令で定めるところにより、



申請に係る書類及び写真を提出して申請することができる。

第二条第三項 第一項の申請に基づいて発給する旅券については、旅券法第三条第二項又は第八条第三項中「国内においては都道府県知事（直接外務大臣に提出する場合には、外務大臣）が国外においては領事官」とあるのは「沖繩事務所長」と、同法第七条第一項中「本邦を出国」とあるのは「沖繩を出域」とする。

第三条第二項 前項の規定により発行された旅券の交付は、沖繩事務所長が行なり。この場合において、前条第一項の申請に基づ

その指定した者を通じて当該申請に係る書類及び写真を提出して申請することができる。

第二条第三項 第一項の申請に基づいて発給する旅券については、旅券法第三条第二項又は第八条第三項中「国内においては都道府県知事（直接外務大臣に提出する場合には、外務大臣）が、国外においては領事官」とあるのは「南方連絡事務所長」と、同法第七条第一項中「本邦を出国」とあるのは「沖繩を出域」とする。

第三条第二項 前項の規定により発行された旅券の交付は、南方連絡事務所長が行なり。この場合において、前条第一項の申請に基

く旅券にあつては、当該旅券の発給を申請した者又はその指定した者の出頭を求めて行なりものとする。

（権限の委任）

第六条 この法律及び旅券法の規定により外務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、沖繩事務所長に委任することができる。

つく旅券にあつては、当該旅券の発給を申請した者又はその指定した者の出頭を求めて行なりものとする。

（権限の委任）

第六条 この法律及び旅券法の規定により外務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、南方連絡事務所長に委任することができる。

五 日本政府南方連絡事務所の機能拡大に関する外務省口上書

口 上 書

一九六八年二月二日

外務省は、在本邦アメリカ合衆国大使館に敬意を表するとともに、日本政府南方連絡事務所によつて果たされるべき諸機能を定めた両国政府間の外交文書の交換に言及するの光栄を有する。

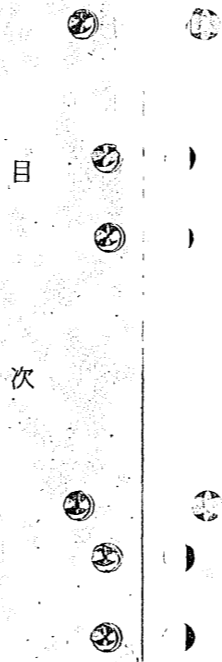
同省は、さらに、一九六七年十一月十四日および十五日にワシントンで行なわれた琉球諸島に関する佐藤内閣総理大臣とジョンソン大統領との間の討議に言及するとともに、これらの討議において到達された決定に従い、日本政府南方連絡事務所の機能を拡大し、同事務所が高当弁務官および米国民政府と共通の関心事項について協議することができるものとすることを提案する光栄を有する。

極 秘

一九六八年一月十七日

本土と沖縄の一体化施策（案）

総 理 府



目次

沖縄の本土復帰の前段階としての本土と沖縄の一体化のための諸施策について

一 意 義 ..... 1

二 一体化施策の内容 ..... 3

I 主として制度面からみた一体化施策 ..... 3

1 主席公選の実施 ..... 3

2 琉球政府の自治権の拡大と行政組織の改革 ..... 4

3 琉球政府の機能の分類・明確化 ..... 4

4 琉球政府及び市町村間の行政、財政制度の改革 ..... 5

5 各種試験、免許制度の統一 ..... 6

II 主として基本的権利等に関するものの一体化施策 ..... 7

1 琉球政府裁判所の裁判官管轄権の拡大 ..... 7

2	賠償制度の改正	8
3	布告第一一六号の改正	8
Ⅲ	主として社会保障、社会保険にかかわる一体化施策	9
1	社会保険制度の一体化	9
2	社会保障制度の一体化	9
3	医療諸制度等の整備、充実	9
Ⅳ	主として産業経済面の一体化施策	10
1	経済振興計画の策定	10
2	琉球開発金融公社の琉球政府への移管	10
3	産業振興万策の指導助言	11
Ⅴ	教育についての一体化方策	11
Ⅵ	その他の一体化施策	11
1	気象観測業務の一体化	11
2	本土・沖縄間の海上及び航空旅客、貨物運賃の国内扱の実施	12

3	沖繩の公共放送事業についてNHKの管理運営による一元化の実施	12
4	日本政府、民間団体による各種表彰	13
5	沖繩船舶の外交保護権を日本政府に一元化すること	13
Ⅶ	本土と沖繩の一体化遂行のための日本琉共同調査の必要性	13

一 意義

本土と沖縄との一体化の意義は、沖縄の本土復帰が可能となるまでの間、沖縄が本土に復帰する場合の困難を少なくするために、本土と沖縄の民生福祉―教育、医療、社会保障、産業経済等すべての行政分野を含む―上の格差を解消するための措置を講じ、沖縄住民が日本本土の住民と同様な福祉を享受できるようにするとともに、沖縄と本土との社会上、経済上及び行政上の結合ないし連帯を可能なかぎり強化し、日本民族という連帯共同体としての一体感を強化する施策を講ずることである。これまで、本土と沖縄との一体化のための施策は、日本政府による対沖縄援助費の逐年の増大、沖縄籍船舶の日の丸旗相当旗の併揚、沖縄住民の本土及び海外渡航の除の渡航文書を日本政府が発給することとされたこと、海外における沖縄住民の保護及び海外移住の事務の責任を日本政府が第一義的に行なりこととされたこと、沖縄及び本土間の渡航手続の簡素化等数多くの実績を重ねそれ相当の成果をあげてきたのであるが、昨年十一月の佐藤総理とジョンソン大統領との日米首脳会談においては、沖縄の施政権が日本に返還

されることとなるときに起るであろう摩擦を最小限にするため、沖縄の住民とその制度の日本本土との一体化を進め、沖縄住民の経済的、社会的福祉を増進するための措置をとつて行くことが合意された。この目的のために、琉球列島高等弁務官に対する諮問委員会が設置されることになつたが、この諮問委員会は、沖縄の施政権が日本に返還される時に、沖縄の経済的、社会的体制が日本本土におけるものと円滑に統合されるように準備を行うこと、並びに沖縄住民の経済的な安定、保健、教育及び福祉を増進すること、そのために経済的、社会的及び関連事項について高等弁務官に対し助言、勧告を行なう目的をもつものである。そして、東京の日米協議委員会は諮問委員会の事業の進捗について高等弁務官から通報を受けることになつている。従つて、今後の一体化施策は、日米両国及び沖縄の三者が協力して沖縄施政権の日本返還を可能にするための現実的施策でなければならぬし、かつそれは総合的、具体的で効果的なものでなければならぬ。



（中略）

## 二 一体化施策の内容

### I 主として制度面からみた一体化施策

#### 1 主席公選の実施

本土の府県の首長はすべて直接選挙によつて選ばれる。従つて、沖縄が本土に復帰する際には、本土の一県となるのであるから、沖縄のおかれている政治的諸情勢を考慮しつつも、主席の直接選挙の実施を真剣に検討すべきである。主席が高等弁務官の任命制であつた当時は、主席公選の実現は主として琉球政府の自治権の拡大の面から主張されたのであるが、主席が立法院議員による間接選挙になつた現在では、むしろ沖縄の本土復帰にそなへ本土の府県の制度と均衡をとるといふ必要性に主席公選の論拠を求むべきであろう。

なお、主席公選の問題に関連して、現在の立法院議員の選挙区が小選挙区であるのを本土並に郡、市の区域に改める問題があるが、この問題については本土の選挙区制度の改正とも関連するので、更に検討を加える必要がある。

2 琉球政府の自治権の拡大と行政組織の改革

(1) 米国民政府の布告布令の廃止は漸次進捗しつつあるが、直接軍事基地維持に係るものを除き、他は全部廃止して琉球政府の立法によること、(2) 大統領行政命令第十一節を廃止するか又は大巾な改正（非常事態に際しての必要最少限度の規制を存置）を行なうこと、(3) これら法令を体系的に整理し、琉球政府立法との関係を明示すること、(4) 琉球政府の局長の特別職制度を廃止し、職員研修を充実強化するとともに本土政府、都道府県との間の人事交流を行なつて行政能力の向上をはかるべきこと。

更に、(5) 琉球政府立法院の権限を拡充するため、日米両国の対沖繩援助予算について、現行の日米両国の援助費決定方式に修正を加えたりえ、立法院において日米両国援助予算の実質的審議が可能になる道をひらくべきである。

3 琉球政府の機能の分類・明確化

琉球政府は日本本土における国家的事務に相当する事務と府県の行

なり事務に相当する事務を併せ行なっている。このため行政能率の向上をさまたげていると考えられるのみならず、日本本土との一体化の円滑なる遂行の妨げともなるので、この際琉球政府は先づ、予算上の措置として国家的事務経費と府県の事務経費を明確に区分すべきである。ついで、国家的機能と府県の機能を行政事務の上で分類明確化し、これを機構上も明確にすることが望ましい。このように琉球政府の機能を分類明確化したうえで、他日の本土復帰にそなえて、施策権返還の際に円滑に日本の一県となるために、府県の機能（事務及び経費の両面）の強化に努むべきである。

また、国家的機能も本土のそれに応じた体系に整備強化していくことが望まれる。

#### 4 琉球政府及び市町村間の行政、財政制度の改革

琉球政府の財政収入をみると、歳入の約七割を占める租税収入のうち、その大部分は本土の国税に相当する税収入に依存しており、府県税相当の税収入は極めて少額である。また、市町村においても地方税

収入は極めて少額である。また、市町村においても地方税収入は極めて貧弱である。一方、琉球政府と市町村の事務配分の現状をみると、琉球政府が小、中学校の校舎建築の責任をもち、また保険所の設置維持はもちろん環境衛生行政までも琉球政府が行なっているのに対し、六十を数える市町村は那覇市のような場合は別として、財源が貧弱でほとんど地方公共団体としての事務を行なっていないといつてよい。それ故 (1)琉球政府及び市町村の財源配分に検討を加え、これと併行して両者間の行政事務の再配分を検討すること、(2)市町村の合併を促進すること、(3)市町村公務員法を制定し、市町村職員の身分保障と資質の向上をはかること、(4)教育区制度を廃止し、教育区教育委員会は市町村教育委員会とすること、等の措置を講ずべきである。

##### 5 各種試験、免許制度の統一

現在本土で行なわれている国の試験・免許制度が沖縄と本土と同一の効力を有し、同一の取り扱いが行なわれるように本土と沖縄双方で制度改正その他必要な措置をとることが望まれる。

## Ⅱ 主として基本的権利等に関するものの一体化施策

### 1 琉球政府裁判所の裁判管轄権の拡大

沖縄における現行裁判制度に対する批判は施政権者である米国が司法権を行使する権利があるという形式的法理論からすれば必ずしも当を得たものではないかもしれない。むしろこの問題は、異民族の支配下におかれていた日本人たる沖縄住民が、自らの裁判制度の下に服したいという願望と沖縄の米軍基地に関連する軍人犯罪の特殊性及び軍事裁判の非公開性に対する不満及び非難という実際論ないし感情論の立場から理解すべきかもしれない。しかし、それだからといって、この問題を軽視することはない。本土と沖縄の一体化施策のうちでこの裁判制度の改革は極めて大きなウエイトをもっているというべきであろう。

(1) 大統領行政命令第九節を大中に改正し、裁判移送制度を徹廃し、米国軍人及び軍属に係るものを除き、すべての民事・刑事事件は琉球政府裁判所の管轄とし、米国軍人及び軍属にかかわる民事・刑事

事件の取扱いについては、日本本土における取扱いに準じたものに改め、沖縄住民に係わる米国軍人・軍属の刑事事件については軍法会議の結果を琉球政府に通報するものとする。

(四) 琉球政府裁判所が布告、布令等の審査権を有することを明確にすること。

(イ) 琉球政府裁判所の裁判官の資質の向上をはかるための研修制度を充実し、求めに応じて日本本土の裁判官が琉球政府の裁判官になりうる道を開く等人事交流の促進をはかる必要がある。

## 2 賠償制度の改正

米国人によつて引き起された各種損害賠償に対する賠償制度を改正すること。また、最近の日本本土における傾向として、賠償額が引き上げられつゝある点を考慮する必要がある。

## 3 布告第一一六号の改正

布告第一一六号「琉球人被雇傭者に関する労働関係並びに労働基準令」を改正し、沖縄における労働者の労働条件の改善とその地位の確

保をはかるべきである。

Ⅲ 主として社会保障、社險にかかわる一体化施策

1 社会保険制度の一体化

国民年金、厚生年金、健康保険、国民健康保険等の社会保険制度は沖繩において本土に準じた制度をつくり、さきに失業保険制度について実施されたような方法で、相互の通算を行なうようにすべきである。

2 社会保障制度の一体化

生活保護、児童福祉、老人福祉、身体障害者福祉等の社会保障制度については、その形式、内容とも本土と同様のものとし、これらに対しては日本政府が都道府県に行なっていると同様な援助を行なうようにすべきである。

3 医療諸制度等の整備充実

医療の面における沖繩の実情は本土府県の水準に比し最も大きい格差がみられる。特に医師の養成確保、医療諸制度の整備、衛生諸施設の充実、衛生思想の普及等の面で思い切つた施策を必要とする。また、

結核は本土においては著しく減少しているが、沖縄の結核の患者数は極めて多く、罹病率も高い。更に、ハンセン氏病の患者数も減少せず、新規患者が多数発見されている現状にある。これらの対策は早急にかつ徹底して日本政府の指導の下に実施する必要がある。

#### IV 主として産業経済面の一体化施策

##### 1 経済振興計画の策定

沖縄の施政権返還計画の策定と平行して、沖縄経済の長・短期の計画を樹立する必要があることはいうまでもない。この沖縄経済の諸計画は、日米琉三者が共同で策定することとし、その基本的方向は、日本経済の一環としての沖縄経済の発展にあることはいうまでもない。また、この経済振興計画の策定には、日米琉諮問委員会を活用するものとする。

##### 2 琉球開発金融公社の琉球政府への移管

琉球開発金融公社を琉球政府に移管し、本土政府の財政資金を投入することにより、沖縄産業の振興を助長する必要がある。



### 3 産業振興方策の指導助言

沖縄の農業の将来は、畜産業の振興の如何にかかっているとわ  
れているが、沖縄農業の在り方についての指導の強化をはかり、そ  
他水産業、観光事業、更に第二次産業等の将来の振興方策の指導助言  
の必要性は、いよいよ緊要性を増してきている。これに対処して本土  
政府及び民間人による沖縄経済界に対する助言指導の協力体制を検討  
し整備すべき時期にきているといつてよい。

### V 教育についての一体化方策

本土と沖縄の教育の一体化方策については、総務長官の諮問機関とし  
て設けられた沖縄問題懇談会が約一年間にわたり検討された結果、昨年  
七月二十八日「本土と沖縄の教育の一体化について」という答申が行な  
われたが、そのうち可能なものについてその具体化をはかる必要がある。  
VI その他の一体化施策

#### 1 気象観測業務の一体化

沖縄の区域は世界気象観測の各国の分担区域から見ると、日本政府

- の責任分担区域に属している。沖縄の気象観測も従つて、日本の気象庁で決められた観測法に基づいて実施されており、日本政府は毎年度気象施設、備品等に対する援助を行なつてはいるほか、技術指導の面でも極めて密接な関係にある。この分野のように、純粹に専門技術的であり、殆んど一般の行政分野と関係のない分野であり、年間、終始密接な連絡と相互協力が必要とされるこの気象観測の分野については、直接日本政府の気象庁の責任の下に統一的に実施することが望ましい。
- 2 本土・沖縄間の海上及び航空旅客、貨物運賃の国内抜の実施  
本土と沖縄を一般外国並の扱いにされている各種運賃は再検討のうえ、国内扱いに改訂する必要がある。
  - 3 沖縄の公共放送事業についてNHKの管理運営による一元化の実施  
沖縄の放送体制は本島における民放三社（琉球放送、沖縄テレビ、ラジオ沖縄）と日本政府援助で設置された先島テレビの運営を中心とする沖縄放送会社によつて構成される。この際、本土と沖縄の一体化施策として沖縄の公共放送事業をNHKに一元化することを真剣に検

討すべきである。

4 日本政府、民間団体による各種表彰

沖縄住民に生存者叙勲が行なわれているのと同様の考えにもとづいて、現在日本政府及び民間団体で行なっている各種の表彰を沖縄住民にも及ぼすこととすべきである。

5 沖縄船舶の外交保護権を日本政府に一元化すること。

Ⅶ 本土と沖縄の一体化遂行のための日米琉共同調査の必要性  
もちろん、以上の一体化施策を実施していくためには、問題が複雑且つ広汎にわたるので、日米琉三政府による合同の調査を行なり必要がある。

昭和43年度沖繩財政援助費調

総務府特選局 (単位 千円)

事項	項目	昭和42年度援助額		昭和43年度援助額		昭和44年度援助額		昭和43年度 一般会計予算 計上額 (A)(B+C)
		総額	予算額	総額	計画分(A)	総額	計画分(B)	
計	計	103552768	8217569	2135199	15377176	11282669	4094507	11417868
(項) 沖繩援助其他諸費	費	103552768	8217569	2135199	12577176	9282669	3294507	11417868
(国土保安開発)	員	929968	650978	278990	1,323,474	854,433	469,041	1,133,423
① 土地、改良	員	13,852,28	9,6970	41,558	1,110,96	777,67	3,3329	1,193,325
② 農道	員	60,981	42,687	18,294	70,000	49,000	21,000	67,294
③ 港灣	員	162,000	113,400	48,600	131,037	91,726	39,311	140,326
④ 森林	員	271,159	189,811	81,348	378,233	264,765	113,470	346,111
⑤ 治山	員	44,400	31,080	13,320	66,758	46,731	20,027	60,051
⑥ 治港	員	106,092	74,264	31,828	123,862	86,704	37,158	118,532
⑦ 天然ガスを整備	員	146,808	102,766	44,042	52,488	36,742	15,746	80,784
⑧ 空港	員	0	0	0	30,000	21,000	9,000	21,000
⑨ 空	員	0	0	0	3,6000	18,0000	18,0000	180,000
(社会福祉医療)	員	1,873,700	1,498,888	375,112	2,726,001	2,016,884	709,117	2,391,996
⑩ 医師歯科医師派遣	員	979,64	979,64	0	1,102,12	1,102,12	0	1,102,12
⑪ 精神療養	員	13,4605	10,4123	30,482	200,254	150,191	50,063	180,673
⑫ 結核療養	員	1,0270	1,0270	0	10,152	10,152	0	10,152
⑬ 結核療養者療養	員	314,305	314,305	0	411,170	333,640	77,530	333,640
⑭ 結核療養者療養	員	5,621	4,354	1,267	7,388	5,576	1,812	6,845
⑮ ハンセン病療養	員	2520	2520	0	7,954	7,954	0	7,954
⑯ 精神療養者療養	員	0	0	0	21,2424	10,6212	10,6212	10,6212
⑰ 精神療養者療養	員	0	0	0	30,000	21,000	9,000	21,000
⑱ 精神療養者療養	員	0	0	0	3,017	3,017	0	3,017
⑲ 児童生活	員	451,190	338,392	112,798	728,259	549,361	178,898	662,159
⑳ 児童生活	員	119,857	88,855	31,002	167,070	124,575	42,495	155,577
㉑ 児童生活	員	0	0	0	7,4006	48,510	25,496	48,510
㉒ 児童生活	員	167,760	111,840	55,920	514,370	371,676	142,694	427,596
㉓ 児童生活	員	90,000	60,000	30,000	0	0	0	30,000
㉔ 児童生活	員	200,000	140,000	60,000	0	0	0	60,000
㉕ 児童生活	員	48,000	33,600	14,400	112,000	78,400	33,600	92,800
㉖ 児童生活	員	9,4199	6,5939	28,260	137,725	96,408	41,317	124,668
㉗ 児童生活	員	3,6409	2,5626	10,983	0	0	0	10,983
㉘ 児童生活	員	10,800	10,800	0	0	0	0	0
㉙ 児童生活	員	10,800	10,800	0	0	0	0	0
㉚ 児童生活	員	7,200	7,200	0	0	0	0	0
㉛ 児童生活	員	7,2000	7,2000	0	0	0	0	0
(文)	員	404,2976	322,6910	821,066	4,918,841	3,797,264	1,121,577	4,618,330
⑳ 職員給与	員	295,8720	244,2909	51,5811	3,353,446	2,701,147	652,299	3,216,958
㉑ 職科給	員	26,8440	10,8580	15,9860	1,901,44	353,62	154,782	1,952,22
㉒ 学費	員	446,914	312,840	134,074	817,034	571,924	245,110	705,998
㉓ 学費	員	113,645	113,645	0	134,319	134,319	0	134,319
㉔ 学費	員	0	0	0	3,8814	27,170	11,644	27,170
㉕ 学費	員	17,174	17,174	0	11,6910	7,4855	4,2055	7,4855
㉖ 学費	員	114,351	114,351	0	1,301,55	1,301,55	0	1,301,55
㉗ 学費	員	65,000	65,000	0	7,0000	7,0000	0	7,0000
㉘ 学費	員	25,996	25,996	0	3,1590	25,272	6,318	25,272
㉙ 学費	員	0	0	0	18,000	12,600	5,400	12,600
㉚ 学費	員	0	0	0	8,000	8,000	0	8,000
㉛ 学費	員	0	0	0	10,429	6,460	3,969	6,460
㉜ 学費	員	37,736	26,415	11,321	0	0	0	11,321
(産業開発)	員	470,836	459,528	11,308	524,435	503,885	20,550	515,193
㉝ 産業開発	員	144,472	144,472	0	15,696	15,696	0	15,696

総理府特選局 (単位 千円)

専 項	昭和42年度被助額			昭和43年度被助額			昭和43年度 決算計(イ)+(ロ)
	総 額	昭和42年度 予 算 額	昭和43年度 計 画 分(イ)	総 額	昭和43年度 計 画 分(ロ)	昭和44年度 計画予定分	
④② 畜産改良増殖研究局	54,480	54,480	0	81,739	61,189	20,550	61,189
④③ 沖繩経済開発援助局	0	0	0	27,000	27,000	0	27,000
④④ 海陸時産無産援助研究	37,692	26,384	1,308	0	0	0	1,308
△ ④⑤ 各種畜産家畜調査研究	300,000	300,000	0	400,000	400,000	0	400,000
△ ④⑥ 水産資源試験研究	17,755	17,755	0	0	0	0	0
△ ④⑦ 農業試験研究	27,823	27,823	0	0	0	0	0
	18,614	18,614	0	0	0	0	0
(技術援助)							
④⑧ 技術援助修助	135,254	135,254	0	156,843	156,843	0	156,843
(イ) 一般教育指導修	86,818	86,818	0	96,202	96,202	0	96,202
(ロ) 教育文化研修	24,978	24,978	0	35,953	35,953	0	35,953
	23,458	23,458	0	24,688	24,688	0	24,688
(財政投資)							
④⑨ 農業金融通貸資金	800,000	380,000	420,000	800,000	460,000	340,000	880,000
④⑩ 中小企業開発資金	410,000	310,000	100,000	170,000	120,000	50,000	220,000
④⑪ 産業用部資金	900,000	700,000	200,000	900,000	700,000	20,000	900,000
	0	0	0	540,000	270,000	270,000	270,000
	300,000	0	300,000	0	0	0	300,000
(その他)							
⑤① 移住振興興務台	94,552.4	86,543.7	8,208.7	20,440.82	14,098.60	6,342.22	14,919.47
⑤② 気象業務台	1,531	1,531	0	1,419	1,419	0	1,419
⑤③ 灯台業務台	181,997	141,025	40,972	159,029	124,948	34,081	165,920
⑤④ ヲロコ所改築	29,390	20,573	8,817	33,804	23,663	10,141	32,480
⑤⑤ 警察学校改築	127,463	127,463	0	549,830	549,830	0	549,830
⑤⑥ 警察員養成施設	100,000	70,000	30,000	100,000	70,000	30,000	100,000
⑤⑦ 那覇市市民センター	0	0	0	7,000	49,000	21,000	49,000
⑤⑧ 市浜先	0	0	0	40,000	28,000	12,000	28,000
△ ⑤⑨ 市浜先	0	0	0	9,000	63,000	27,000	63,000
	7,661	5,363	2,298	100,000	50,000	50,000	50,000
	497,482	497,482	0	0	0	0	2298
(災害復旧)							
⑤⑩ 台風復旧	105,081.0	90,417.4	14,663.6	0	0	0	14,663.6
(南方同胞援護会)							
⑤⑪ 南進児童補給金	98,700	98,700	0	83,500	83,500	0	83,500
(イ) 南進児童補給金	540	540	0	270	270	0	270
(ロ) 南進児童補給金	15,192	15,192	0	15,192	15,192	0	15,192
(ハ) 南進児童補給金	7,200	7,200	0	3,600	3,600	0	3,600
(ニ) 南進児童補給金	10,800	10,800	0	5,400	5,400	0	5,400
(ホ) 南進児童補給金	8,817	8,817	0	15,885	15,885	0	15,885
(ヘ) 南進児童補給金	0	0	0	16,153	16,153	0	16,153
(ヘ) 南進児童補給金	1,000	1,000	0	5,000	5,000	0	5,000
(ヨ) 南進児童補給金	0	0	0	20,000	20,000	0	20,000
(ヨ) 南進児童補給金	2,000	2,000	0	2,000	2,000	0	2,000
(ヨ) 南進児童補給金	23,151	23,151	0	0	0	0	0
△ 南進児童補給金	10,000	10,000	0	0	0	0	0
△ 南進児童補給金	20,000	20,000	0	0	0	0	0
産業開発資金等助費	0	0	0	280,000	200,000	80,000	80,000
農林漁業中央金庫計	0	0	0	27,000	190,000	80,000	80,000
漁船建造特別金庫計	0	0	0	100,000	100,000	0	0
大衆金庫特別金庫計	0	0	0	90,000	90,000	0	0
大衆金庫特別金庫計	0	0	0	1,260,000	1,260,000	0	0
住宅特別金庫計	0	0	0	1,080,000	360,000	720,000	720,000